

公布された規則のあらまし

◇マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

建築基準法施行規則の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第4条関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇建築士法施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令等の制定の趣旨を踏まえ、必要な改正を行いました。（第2条、第7条、第8条、第10条の11、第10条の12、第10条の14、様式第1号、様式第1号の2関係）

- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、令和元年12月1日から施行することとしました。